

宇都宮市トライアル発注認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第4号の規定により、宇都宮市長（以下「市長」という。）が新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を認定すること等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を「宇都宮市トライアル発注認定事業者」（以下「認定事業者」という。）として認定し、認定事業者の宇都宮市トライアル発注認定商品の調達機会を拡大し、販路開拓を支援することで、本市の経済の活性化を図ることを目的とする。

(認定対象者)

第3条 認定事業者の対象となる者は、次の各号にいずれにも該当する者とする。

- (1) 宇都宮市内に本社又は主たる事業所を有する事業者。ただし、第6条の申請書の提出日時点において、宇都宮アクセラレータープログラム（宇都宮市又は宇都宮イノベーションコンソーシアムが実施するスタートアップ支援プログラムをいう。）の採択を受けた者、宇都宮市起業家支援施設に入居する者又は過去入居していた者については、この限りでない。
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第4号に規定する暴力団員等又は同条5号に規定する密接関係者でないこと。
- (4) 申請から認定の期間において、宇都宮市入札参加資格等に関する要綱（平成17年3月31日告示第164号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。

(対象となる新商品)

第4条 「新商品」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、過去に申請した実績がある同一商品を除く。

- (1) 自らの商品として製造（委託製造を含む）又は販売していること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。

- (3) 地方自治法施行規則（昭和22年内務令省第29号。以下「施行規則」という。）第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。

（対象となる新役務）

第5条 「新役務」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、工事における工法及び技術、その他市長が施行令第167条の2第1項第4号の規定の趣旨に照らし不適切とするもの及び過去に申請した実績がある同一役務を除く。

- (1) 自らの役務として開発（共同開発も含む）し、販売していること。
- (2) 申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3) 施行規則第12条の3第1項各号の要件をいずれも満たしていること。

（申請）

第6条 この要綱に基づく認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を作成し、宇都宮市トライアル発注認定事業申請書を市長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）の生産・提供の目標
- (2) 新商品等の内容
- (3) 新商品等の生産・提供の実施時期
- (4) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

2 申請者は、申請の際に、次の附属書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあっては、定款、寄附行為又は規約等及び登記事項証明書の写し、個人にあっては、確定申告書の写し又は開業届の写し
- (2) 法人にあって、本店（本社）が市内に登録されていない場合や事業所が市内外に複数ある場合は、確定申告書第6号及び第10号様式の写し
- (3) 直近2営業期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては直近1年間の事業内容等を記載した書類）
- (4) 販売又はサービス提供開始時期がわかる資料
- (5) 対外的に自社の商品等の詳細がわかる資料（パンフレット、安全性等関係法令基準を満たしていることを証明する書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（認定基準）

第7条 申請者から提出された実施計画の記載内容は、次の各号に掲げる基準全てに適合するものでなければならない。

- (1) 申請者が第3条の要件の全てに該当すること。
- (2) 新商品にあっては第4条の要件全てに、新役務にあっては第5条の要件全てに該当すること。
- (3) 申請書に記載した事項を確実に実施しうること。
- (4) 実施計画が関係法令に違反しない又は違反するおそれがないこと。
- (5) 実施計画が公序良俗に反するものでないこと。

(認定区分)

第8条 新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者及び新商品等の認定区分は、次のとおりとする。

区分	内容
認定	新商品等が新規性、独自性、優位性、地域性、市場性、確実性を持つものとして認められるもの。
対象外	申請者又は新商品等が対象要件を満たしていないもの。

(審査)

第9条 市長は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者を前条の認定区分により区分する。

- 2 市長は、前項の審査において、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(認定区分の通知等)

第10条 市長は、第9条の規定により申請者を区分したときは、宇都宮市トライアル発注認定事業認定決定通知書により、認定に区分した者にその旨及び認定の効力が継続する期間（以下「認定期間」という。）を、対象外に区分した者にその旨及びその理由を通知するものとする。

- 2 認定期間は、認定事業者に対して認定区分の通知をした日から2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(実施計画の変更)

第11条 認定事業者は、実施計画に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、実施計画変更承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が定める軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認にあたり、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定により当該実施計画の変更を承認したときは、速やかにその旨を認定事業者へ通知するものとする。承認しないことを決定したときも、また同様とする。

（実施計画の中止）

第12条 認定事業者は、認定期間中に新商品等の生産・提供を中止したときは、事業中止届を市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第13条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第9条の規定による認定の区分を取り消すことができる。

(1) 実施計画に従って新商品等の生産・提供を実施していないとき。

(2) 第8条の認定区分に適合しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

(4) 本市物品の購入等に係る宇都宮市入札参加停止等措置要領（平成23年4月1日制定）別表第2に定める措置要件に該当する行為その他法令違反等不正な行為があったと認めるとき。

(5) その他市長が認定が不相当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しをしたときは、速やかにその旨を当該認定事業者へ通知する。

3 第1項の認定の取消しにより認定事業者に損失が発生したときは、当該事業者の負担とする。

（報告及び調査）

第14条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の実施状況についての報告を求め、又は新商品等についての調査をすることができる。

（新商品等に関する広報活動）

第15条 市長は、認定事業者が生産・提供する新商品等の普及促進を図るため、認定した新商品等を公表するほか、認定した新商品等に関する広報活動に努めるものとする。

（新商品等の調達）

第16条 市長は、認定した新商品等の調達を行うに当たり、認定事業者が生産・提供する新商品等の性能、品質、数量、価格等について考慮し、その積極的な調達に努める。

(宇都宮市トライアル発注認定事業審査委員会の設置)

第17条 市長は、第6条の申請に係る実施計画について、前条の認定基準に適合する者かどうかについて必要な事項を審査するため、宇都宮市トライアル発注認定事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の組織及び運営について、必要な事項は、別に定める。

(様式)

第18条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

制定文（令和6年3月25日告示第89－3号）

令和6年4月1日から適用する。